

平成25年行政事業レビューシート

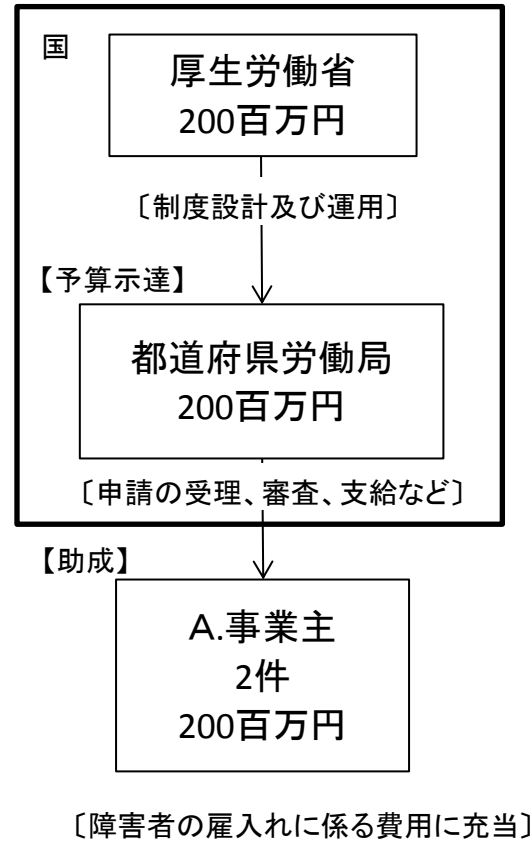
(厚生労働省)

事業名	重度障害者等多数雇用施設設置等助成金	担当部局庁	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	作成責任者						
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度(開始)・平成24年度終了	担当課室	障害者雇用対策課	障害者雇用対策課長 山田 雅彦						
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	施策名	IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること							
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法施行規則第115条第1項第20号、第118条の3第1項及び同条第8項	関係する計画、通知等	-							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	重度障害者等を多数雇い入れ、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して著しく優れていると認められる事業主に対し、当該障害者のための施設・設備の設置・整備に要した費用の一部を助成することにより、重度障害者等の雇用の促進を図る。 ※平成24年度限りで廃止									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	次のいずれの要件も満たすとともに、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して著しく優れていると認められる事業主に対して、障害者のための施設・設備等の設置・整備に要する費用について助成する。 ① 事業所における重度障害者(重度以外の身体障害者を除く。以下同じ)を新規に10人以上雇入れ、かつ、その数と継続して雇用している重度障害者との合計数が15人以上であること。 ② 事業所の全労働者に占める重度障害者の割合が20%以上であること。 (支給金額) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>支給対象障害者数</th> <th>助成額</th> <th>限度額</th> </tr> <tr> <td>15人以上 (うち新規雇用10人以上)</td> <td>2/3 (※1)</td> <td>1億円 (※2)</td> </tr> </table> ※1 第3セクター企業等の事業主である場合は3/4。 ※2 第3セクター企業、特例子会社等の事業主は、最大2億円。				支給対象障害者数	助成額	限度額	15人以上 (うち新規雇用10人以上)	2/3 (※1)	1億円 (※2)
支給対象障害者数	助成額	限度額								
15人以上 (うち新規雇用10人以上)	2/3 (※1)	1億円 (※2)								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求				
		当初予算		600	400					
		補正予算								
		繰越し等								
	計		600	400						
	執行額		153	200						
執行率(%)		25.5	50%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (24年度)			
	特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所における新規雇用障害者数	成果実績	人		36	28	60			
		達成度	%		40	47				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込			
	支給件数	活動実績 (当初見込み)			3	2				
				(6)	(4)					
単位当たりコスト	7,142,8579(円/件)	算出根拠	H24支給額実績(200百万円)/新規雇用障害者数(28人)							
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	計									

事業所管部局による点検						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は、景気悪化を背景とした障害者の雇用情勢の後退を食い止めるため、平成20年度の補正予算によって創設されたものであり、近年障害者の雇用状況は堅調に推移していることから、一定程度施策目的を達成できたと考えられる。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画が他の地域におけるそれと比して著しく優れていると認められるか否かということを審査を行うものであることから、国で実施すべき。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者の雇用促進を目的として実施しており、その点において、優先度は高い。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	受益者である事業主の負担を考慮した必要な経費を負担するものであり妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	事業主の負担を考慮した必要な経費の支給となっており、水準は妥当と考える。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	重度障害者を継続して雇用するために必要な施設等を助成対象としている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	多数の障害者を雇い入れて計画を作成した事業主が少なかったため。			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	平成24年度の活動実績は見込みを下回った。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本事業については、設定した目標を達成できなかったこと及び事業執行率が低い実績にとどまったことから、これを廃止し、本助成金と同様に障害者を多数雇用する事業所等の設立に係る助成金である「特例子会社等設立促進助成金」と統合し、支給対象を障害者雇用の取組が遅れる中小企業とすることにより、障害者雇用の底上げを図ることとしている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
	—					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	743	平成23年	675	平成24年	598

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※金額は平成24年度実績



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.滋賀労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金	100			
計		100	計		0
B.支給対象事業主(A社)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	障害者の雇入れに係る費用に充当	100			
計		100	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	滋賀労働局	事業主に対する助成金の支給	100		
2	岡山労働局	事業主に対する助成金の支給	100		
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	障害者のため施設・設備等の設置・整備等に対する助成金	100		
2	B社	障害者のため施設・設備等の設置・整備等に対する助成金	100		
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					